

感染症の予防及びまん延の予防のための指針



ベア・オリーブ株式会社

ベア・オリーブ訪問看護ステーション
複合型ハウス・メリー
デイサービス・ルポ
福祉用具 バード
ベア・オリーブ居宅介護支援事業所

感染症の予防及びまん延の予防のための指針

当社は、利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置の目的 事業者内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成メンバー 事業所管理者、主任、看護師

③感染対策委員会の開催

おおむね6か月に1回以上定期的を開催するとともに、感染症が流行している時期は必要時開催する。

④感染対策委員会の役割

ア 事業所内感染対策の立案

イ 感染症発生時の対応の検討

ウ 情報の収集、整理、全職員への周知

エ 行動マニュアル（BPC）等の作成

オ 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

研修は年1回以上定期的を実施し、新規採用時にも実施する

実際に感染症が発生した場合を想定し多訓練を年1回以上行う

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる。感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

『標準予防策の主な内容』

ア 手指消毒（手洗い、手指消毒）

イ 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用

ウ 呼吸器衛生（咳エチケット）

エ 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- （1）事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- （2）感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- （3）感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い協議する。
- （4）サービス事業所や関連機関と情報共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際は個人情報の取扱いに注意を払う。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- （1）各事業所において感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- （2）マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- （3）「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ感染対策に常に務める。

6. 利用者等に対する指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の予防のための指針」は求めに応じていつでも閲覧できるようにする。また、当社ホームページにも公開する。

ておくとともに、ホームページで公表する。

腑則

本指針は、2024年 12月1日より施行する